

不利益処分に関する処分基準 個票

消防本部 予防課

|           |  |  |
|-----------|--|--|
| 不利益処分の内容  | 製造所等の使用停止命令  |  |
| 根拠法令等及び条項 | 消防法第12条の2第2項   |  |
| 処分基準      | 根拠条項   | 消防法第12条の2第2項                                   |
|           | 参考事項   | 消防法第11条の5第1項及び第2項、第12条の7第1項、第13条第1項、第13条の24第1項 |
|           | 設定等年月日   | 平成 年 月 日設定<br>平成 年 月 日最終変更                     |
|           | <p>【 基 準 】</p> <p>消防法</p> <p>第12条の2</p> <p>2 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が次の各号の一に該当するときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、期間を定めてその使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 第11条の5第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>(2) 第12条の7第1項の規定に違反したとき。</p> <p>(3) 第13条第1項の規定に違反したとき。</p> <p>(4) 第13条の24第1項の規定による命令に違反したとき。</p> |  |